

# NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2021年11月25日

各位

りそな銀行にて変額終身保険（災害加算・I型）  
～販売名称『R246+』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、2021年12月1日より、株式会社りそな銀行（本店：大阪府大阪市、社長：岩永 省一）にて、『変額終身保険（災害加算・I型）～販売名称「R246+」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「R246+」は、「投資信託」と「生命保険」の融合により、人生100年時代の自助努力による資産形成をサポートする円建の一時払変額終身保険です。

長期分散投資を中心とした運用を継続しながら、計画的な資産の取り崩しを図るとともに、ご自身やご家族のために介護・認知症や相続にそなえられます。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

## 1. 販売商品

変額終身保険（災害加算・I型）  
販売名称『R246+』

## 2. 販売開始日

2021年12月1日

以上

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

## I 「R246+」の主な特徴

## Point1 厳選された3本の特別勘定（ファンド）から選択

- りそなVIグローバル・バランスファンドで、お客さまのご意向に合った目標リターンを1本選択し、運用できます。

## りそなVIグローバル・バランスファンド（適格機関投資家専用）

安定型

安定成長型

成長型

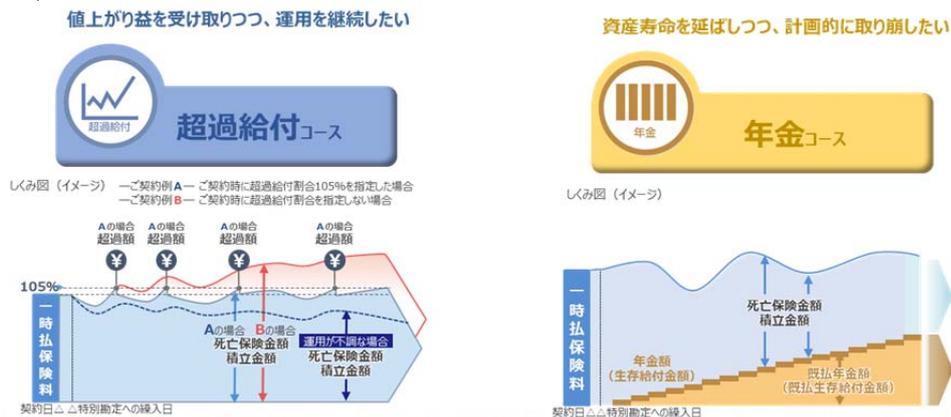
- 契約時の費用は不要。さらにファンド間のスイッチングは年12回まで無料\*です。

\*年13回目からは1回につき1,000円の費用がかかります。

## Point2 資産寿命の延伸が期待できる2つのコースから選択

- お客さまの大切なご資産の運用を継続しながら受け取りができる“資産寿命の延伸”を図る2コースをご用意。運用成果を受け取る「超過給付コース」、運用を楽しみながら年金として受け取る「年金コース」からご選択いただけます。

## 仕組図（イメージ）



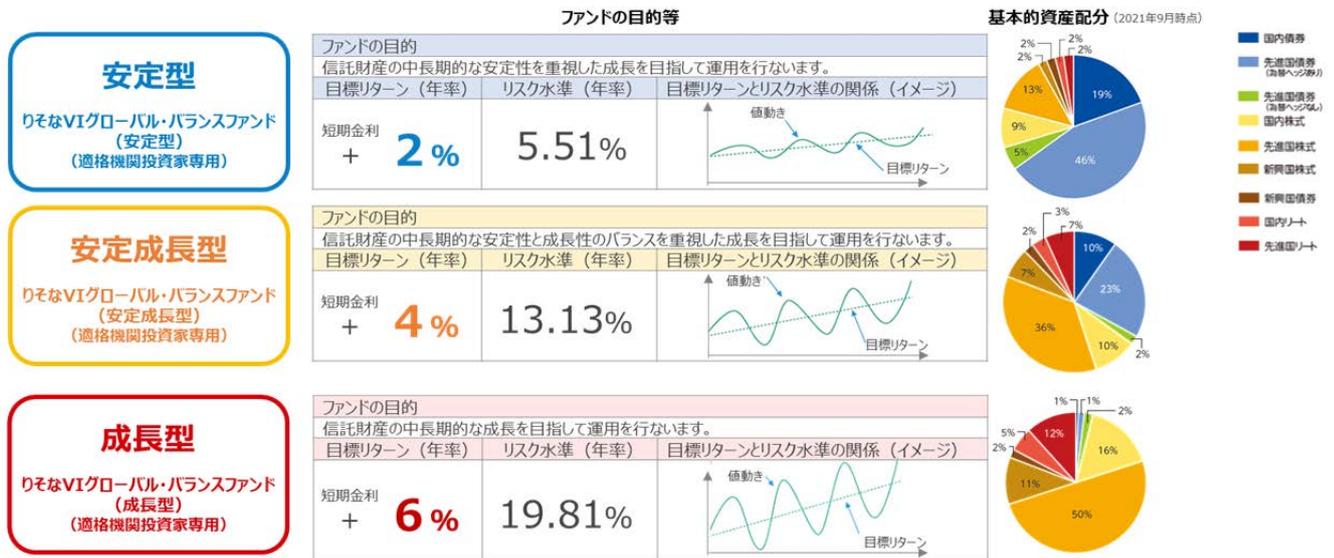
※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

## Point3 介護・認知症保障により長生きリスクに対応

- 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。「指定代理請求特約」を活用することで、そのような事態にそなえることができます。
- 「介護認知症年金支払移行特約」を活用することで、公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金の全部を原資として、介護認知症年金が受け取れます。
- 「介護コンシェル」\*をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客さまの老後をサポートします。

\*「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

- 投資目的や投資スタイルに合わせて、コスト控除後の目標リターン2・4・6%の3つのファンドの中から1本をご選択いただけます。
- 一時払保険料の全額（契約時費用なし）を特別勘定で運用します。



リスク水準とは：各ファンドのリスク水準は「標準偏差」を用いて表しています。標準偏差とは、目標リターンからどのくらいブレる可能性があるか、ということの数値で表したものです。資産配分の方針：各マザーファンドへの投資配分比率は、5年から10年程度の上記目標リターンの追求および各ファンド全体の下方リスク水準の低減を目指して決定するとともに、投資環境に応じて変更します。

※「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値は、その達成を示唆あるいは保証するものではありません。従って、投資者の元本が保証されるものではなく、各ファンドの基準価額は下落することがあります。

※目標リターンは、保険関係費用（年金コース（経過年数10年未満）の場合：年率1.50%）・運用に関する費用を控除後のものであり、その他発生する費用・税金等については考慮していません。

※目標リターンに記載している短期金利は2021年4月時点で無担保コールO/N物レート（確報）のことを指しますが、今後予告なく変更となる可能性があります。

※目標リターンは、5年から10年程度の中長期的な期間、運用することを想定して設定しています。

※リスク水準は、2006年2月末日から2021年2月末日までの期間を通じ、各ファンドの資産配分が上記割合であったと仮定した上で、各マザーファンドが参照しているインデックスの収益率に基づき算出したものです。実際の運用では資産配分の見直しや各マザーファンド（インデックス）のリスク水準の変化等に伴って将来的に変動します。

※上記の基本的資産配分は、2021年4月時点のものです。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。基本的資産配分は、各運用タイプの「目標リターン」に応じて、各マザーファンド（インデックス）の過去の収益率およびリスクに鑑み下方リスク水準の低減を目指して定期的に見直します。ただし、信託財産に現金等が含まれることや各マザーファンドの基準価額が変動すること等により、実際の資産別構成比率が上記の基本的資産配分と一致しない場合があります。

※「目標リターンとリスク水準の関係」は、あくまでイメージを示したものであり、基準価額の上昇を示唆あるいは保証するものではありません。

※「R246+（RE型）」の特別勘定グループについて記載しています。この保険では、販売する募集代理店等により異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。

※各特別勘定（ファンド）について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

	超過給付コース	年金コース
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20~79 歳	
基本保険金額 (一時払保険料)	200 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) *1	500 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) *1
生存給付金額	—	10 万円以上、 一時払保険料の 10% 以下 (10,000 円単位)
死亡保険金額	死亡日の積立金額 (最低保証はありません)	
災害死亡保険金額	死亡保険金額 + 死亡日の基本保険金額 × 10% (最低保証はありません)	
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	
付加できる主な特約	超過給付加算特約 *2、終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、 年金支払移行特約 (I 型)、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約	
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回またはご契約の解除) の対象商品	

\*1 同一の被保険者について、基本保険金額 (一時払保険料) は「変額終身保険 (災害加算・I 型)」 (既に参加されているこの保険を含みます) を通算して 10 億円を超えることはできません。

\*2 超過給付加算特約は、「超過給付コース」に付加できる特約です。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約形態において、お取扱を一時休止する場合があります。

#### IV 「R246+」の諸費用・リスク

◇ この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用												
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。												
保険期間中	保険関係費用	各コースごとに下記のとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用* <sup>1</sup> （年率）/12 を月単位の契約応当日の前日末に控除】												
	運用に関する費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用* <sup>2</sup> （年率）/365 を毎日控除】												
	積立金移転費	1 保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ① 12 回以下:無料 ② 13 回以上:13 回目から 1 回につき 1,000 円 【移転時に毎回控除】												
解約または減額をした場合	解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から 10 年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1 年未満</th> <th>1 年以上 2 年未満</th> <th>2 年以上 3 年未満</th> <th>3 年以上 4 年未満</th> <th>4 年以上 5 年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.50%</td> <td>3.15%</td> <td>2.80%</td> <td>2.45%</td> <td>2.10%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
		経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満							
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>5 年以上 6 年未満</th> <th>6 年以上 7 年未満</th> <th>7 年以上 8 年未満</th> <th>8 年以上 9 年未満</th> <th>9 年以上 10 年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.75%</td> <td>1.40%</td> <td>1.05%</td> <td>0.70%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%		
経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満									
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%									
		※契約日の 10 年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。												
年金支払移行特約（I 型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率* <sup>3</sup>												

\*1 保険関係費用については、「◆各コースごとの保険関係費用」の表をご覧ください。

\*2 運用に関する費用については、「◆各特別勘定ごとの運用に関する費用」の表をご覧ください。

\*3 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。

なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

#### ◆各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
	経過年数 10 年未満	経過年数 10 年以上
超過給付コース	年率 0.90%	年率 0.90% (各コース共通)
年金コース	年率 1.50%	

◆各特別勘定ごとの運用に関する費用（※）

特別勘定	費用
安定型	年率 0.33%（税抜 0.30%）
安定成長型	年率 0.44%（税抜 0.40%）
成長型	年率 0.55%（税抜 0.50%）

（※）主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額等が日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は、主に株式・債券等に投資をする投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格等により変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- ・災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金\*1を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金\*1を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

\*1 超過給付加算特約を付加した場合は、超過額。（生存給付金のお支払はありません。）

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。  
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※本資料では、超過給付加算特約を付加して超過額をお受取りいただくご契約を「超過給付コース」として記載しております。